

大阪モノレールからの軌道事業の特許申請に係る審議（第1回）

1. 日 時

平成31年1月17日（木） 10時30分～11時40分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

< 委 員 >

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）
河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

< 国土交通省 >

鉄道局：吉田都市鉄道政策課長ほか
事案処理職員：運輸審議会審理室 奈良調査官、新倉係員

4. 議事概要

鉄道局が大阪モノレールからの軌道事業の特許申請について説明した。

運輸審議会委員からは、

今回延伸という決断に至った経緯、
人件費などの経費は適切に計算されているのか、
他の鉄道事業者やバス事業者、周辺住民など利害関係者の反対意見はないのか、
利用者は堅調とのことだが、混雑や運転間隔に対する利用者の声はないのか、

等についての指摘・質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

大阪モノレールの良好な経営状態に鑑み、環状線構想を着実に実現するため、大阪府が延伸との決断に至った。

特許申請においては、過去10年の平均値をとるなど、必ず根拠となる数字を基に収支計画を策定している。

すでに本計画は公表されているものであり、都市計画決定に当たって公聴会を開催しており、利害関係者等から特段反対意見は出ていない。ただ、延伸工事に係る騒音対策などについて一部住民から懸念の声をいただいております。今後詳細設計の中で調整していく必要があると考え

ている。

開業時最混雑区間で130%程度であり、深刻な問題となる可能性は低いと考えている。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。